

南あわじ市 平成 19 年度 事務事業評価シート 新規 継続
(管理 運営用)

I 基本事項

整理番号 357

事業名	養護老人ホーム管理運営費		予算科目	会計	一般会計・1
担当部課名	健康福祉部	長寿福祉課		款	民生費・3款
電話	0799 - 54 - 0421			項	社会福祉費・1項
				目	養護老人ホーム費・5目
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり_元気あふれ_住んで快適なまちづくり_			
	まちづくりの目標	子どもを産みたい_育てたいまち(子育て)			
	施策目標	すべての人が安心してまちに出て、日常生活や地域での交流が行える環境をつくる			

II Plan (計画、事業内容、事業背景)

施設概要	設置目的	<p>対象(誰を・どのような状況の人を)</p> <p>老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、おおむね65歳以上の方で環境上の理由及び経済的理由により家庭において養護を受けることが困難な方を対象とする。</p> <p>意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入)</p> <p>入所されている方が毎日の生活を安全で安心して快適に過ごせるよう、入所されている方それぞれの身体、精神、能力の状態及びニーズに応じ適切に援助する。 ADL(日常生活動作)が自立しており、又自立への改善に希望のもてる状態の方については、自立した苑生活を営み社会復帰を目標とし、社会生活に参加するための指導及び訓練、その他の援助を行う。 身体、精神の状況により介護を要する方については、介護保険を適切に活用(施設で訪問介護事業を実施し介護保険によるサービスを提供するとともに市の施設の訪問看護ステーション及び伊加利のデイサービスも活用する。)し、改善を目指すとともに改善の困難な方については、重度化を遅らせるよう、現状の維持を目的とする。</p>	
	施設内容	<p>(敷地面積、延床面積、構造、収容人数、駐車台数、付属施設など)</p> <p>施設名称 南あわじ市養護老人ホームさくら苑</p> <p>所在地 南あわじ市福良丙22番地1</p> <p>設置年度 平成 6 年度</p> <p>昭和28年度三原郡養老院として発足(福良) 昭和40年 賀集へ移転 平成6年度当地に移転 【工期】着工 平成5年3月31日 完成 平成6年3月20日 【敷地面積】6,540.26㎡ 【延床面積】3,503.51㎡ 【構造】RC造瓦葺2階建 【主な設備】全館冷暖房、EV1台、スプリンクラー、非常通報装置 【収容人数】定員 長期入所者100名(2人部屋50室)、短期入所者8名(2人部屋4室) 【駐車台数】車庫(公用車2台)、空スペース利用15台</p>	
	稼動状況	<p>(施設の利用状況、稼動状況)</p> <p>平成15年度 長期入所者 月平均利用人数 96.92人(内 旧三原郡内者 84.08人) 平成16年度 長期入所者 月平均利用人数 93.08人(内 旧三原郡内者 78.41人) 平成17年度 長期入所者 月平均利用人数 93.08人(内 南あわじ市内者 79.33人) 平成18年度 長期入所者 月平均利用人数 95.50人(内 南あわじ市内者 83.30人)</p>	
	施設設置根拠法令等	老人福祉法第15条第3項	
	開館時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
	休館日	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝祭日 (その他)	
	運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託	
		委託団体	日清医療食品株式会社
		委託内容	給食業務全般

Ⅲ Do (管理状況、使用料、投入資源等)

		(委託業種、作業内容、設備・備品内容、修繕内容など)				
管理手法		給食業務委託 … (食事サービス提供業務) 空調設備保守点検業務委託 … (空調機器年2回の清掃及び保守点検) 消防設備点検業務委託 … (消防設備年2回の点検及び提出書類作成、防災訓練の手伝い) 浄化槽保守点検及び清掃業務委託 … (浄化槽月1回の点検及び年1回の汚泥抜取) エレベーター保守点検業務委託 … (エレベーター年6回の点検及び遠隔管理) ボイラー清掃保守点検業務委託 … (ボイラー年1回の清掃及び保守点検、関係書類作成) 電気保安業務保守点検 … (電気設備月1回の保守点検) 宿直業務及び清掃業務委託 … (管理宿直業務並びに入所者衣類洗濯及び共同トイレの清掃) 介護保険サービス委託 … (外部サービス委託業務) 備品 … 業務用洗濯機及び乾燥機各1台 ベット90台 その他 … 平成18年度 浄化槽自動スクリーン取替修繕外				
		施設管理従事職員 市職員	21 人	委託団体職員	7 人	合計
使用料等		受益者負担について(料金体系、根拠法令など)				
		老人福祉法第28条 所得の額(負担能力)に応じて負担額が決められる。 南あわじ市養護老人ホーム条例 南あわじ市老人福祉法による費用の徴収に関する規則				
		減免措置(減免内容、根拠法令など)				
		老人福祉法第28条 所得の額(負担能力)に応じて負担額が決められる。 南あわじ市養護老人ホーム条例				
資源配分 インプット			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		直接事業費 (千円)	88,839	84,094	93,955	100,944
		光熱水費	12,885	12,785	13,320	15,118
		修繕費	801	1,313	1,080	1,320
		委託料	52,825	53,520	56,022	55,573
		消耗品費	2,330	2,060	1,802	2,505
		パート・臨時賃金	8,538	2,884	8,205	11,083
		その他	11,460	11,532	13,526	15,345
		財源 (千円)				
		国				
		県				
		使用料	26,966	28,220	28,716	29,000
		その他	27,845	31,794	48,406	50,300
		一般財源[A]	34,028	24,080	16,833	21,644
		人件費(正規職員)[B] (千円)	82,490	98,880	95,899	92,349
	平均人件費(1日当り)	30.7	29.9	30.1	30.1	
	事業量1(事業に要した日数)	365.0	365.0	365.0	365.0	
	事業量2(事業に要した人数)	7.4	9.1	8.7	8.4	
	年間経費([A]+[B])	116,518	122,960	112,732	113,993	
	経費に関する 補足説明					

IV Check (事業の自己評価・一次評価)

		単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
設置目的達成度	成果指標目標値	人	1,200	1,200	1,200	1,200
	成果指標実績値	人	1,117	1,146	1,135	
	目標達成度	%	93.1	95.5	94.6	-
	成果指標	利用者数/月初め	単位	人数		
	指標算出の考え方	定員100名に対する年間利用者数(月初め利用者延べ)				
(達成度の分析、問題点・課題などを記入。)						自己評価 (5点評価) 3
<p>平成18年度の利用率は95%であったが、昨年度より介護の必要な方については、養護老人ホームにおいても介護保険を利用できることとなったため、特養に入所できない方が入所してくる傾向になってきている。また、虐待高齢者等の相談依頼も増加している。</p> <p>平成19年度は2月1日現在95%である。平成17年度の利用率は93%であったため3点とするが、今後間違いなく利用者は増加すると考えられる。</p>						
効率性	年間経費	千円	116,518	122,960	112,732	113,993
	年間利用者数	人	1,117	1,146	1,150	
	利用者1人当りコスト	千円	104.313	107.295	98.028	-
	延床面積	m ²	3,503.51	3,503.51	3,503.51	3,503.51
	面積1m ² 当りコスト	千円	33.3	35.1	32.2	32.5
(施設の効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。)						自己評価 (5点評価) 4
<p>今後、養護老人ホームの利用者が増え、また介護保険の利用により措置費と介護報酬で収入が増えてくる。但し、措置費であれ介護報酬であれ施設収入が増えることは、逆に市の負担が増えることとなる。措置費及び介護報酬は、行政施設であろうと民間施設であろうと措置費及び保険者である市の負担が変わりがない。施設が如何に市の負担を抑制するかである。なお、介護報酬については、市の財源の持出しは必要だが、本施設の訪問介護サービスを提供することにより市の収入となる。ただし、介護保険の利用が増えれば、住民の介護保険料の負担が増額となる。</p>						
必要性	行政関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 高	<input checked="" type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 低		
	(公共が設置すべきか、市民ニーズはあるかなどを分析、問題点・課題などを記入。)					
<p>養護老人ホームに入所し介護保険の利用が可能となることから、これまでの措置収入に加え介護保険報酬も収入となるため、営利主義を目的とした民間業者の参入が見込まれる。介護保険利用を抑制し、また、要介護度の低い方、緊急性を要する被虐待者の受入れを円滑に行うためには、行政の関与が必要である。介護保険の利用については、さくら苑の訪問介護と市の訪問看護ステーション並びに伊加利のデイサービスとしている。入所は、希望者が行政に申請し、行政の依頼により施設が受託するものである。が、介護報酬の見込めない緊急性の高い方を民間施設が受入れるか疑問である。</p>						
総合評価	自己評価をふまえた現状分析					
	<p>施設では入所者の介護も行っていたが、平成18年4月1日から制度改正により養護老人ホーム入所者の介護保険サービス利用が可能となったため、平成18年11月1日から外部サービス利用型特定入居者生活施設介護事業及び訪問介護事業の指定を受け、施設職員が入所者に対して介護保険サービスを提供できるよう態勢を整えた。</p> <p>また、介護を要しない入所者(比較的元気であるが低所得であり地域生活が困難な方・家族の虐待により家庭で生活できない方)も増加しており利用者のニーズが多種多様で今後、養護の利用者が増加傾向にある。</p>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">評価グラフ</p> <p style="text-align: center;">達成度</p> <p style="text-align: center;">5 4 3 2 1 0</p> <p style="text-align: center;">必要性 ← 効率性</p> </div>						

V Action&Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成20年度にできる改善・改革	平成21年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性及び具体的な改善案	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 現状維持
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)
	<input checked="" type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し
	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し
	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input type="checkbox"/> 民間譲渡
	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他
	措置費であれ介護報酬であれ施設の収入が増えることは、逆に市の負担が増えることでもあるので、如何にして施設自体の経費を抑制するかが課題といえる。	指定管理者委託をする場合、緊急性の高い方の受入れ態勢の整備及び介護保険利用の抑制を図るように働きかける。
見直しにより見直しの場合記入)	人件費の削減	同左
(現状維持の場合も記入)	仮に 施設を廃止した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)	
	廃止となった場合、在宅においての生活が困難な高齢者の利用施設が減少することにより、養護老人ホームの入所申請があっても措置ができないが増えてくるため、今以上に在宅介護の態勢を整える必要がある。また、生活保護受給者の増加にもつながる。	
廃止・委託の影響	仮に 外部委託した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)	
	介護保険利用料の増額、また低所得者の介護保険利用に係る1割負担については措置費で負担しなければならないため、市の措置費負担金が増額となる。 市で運営を続ければ人件費が高い。 指定管理者委託を検討するには、市の負担が現状より如何に抑えられるかである。現在はさくら苑の運営において一般財源が多いように思われるが、本来南あわじ市からの入所者に対する市の負担となる措置費を、さくら苑の歳入に計上すれば、一般財源は殆ど発生しないように思われる。 委託をした場合、さくら苑の事業による歳入はなくなるが、措置費負担が歳入として計上されることになり、市の負担だけが残りマイナスになるのでないかと思われる。関係する歳入歳出を全て洗い出して検討する必要があると思う。	
他の類似施設を持つ等	淡路3市において、盲養護老人ホームを除き、1施設つつあるが、洲本市は社会福祉法人の運営。 淡路市についても、平成19年度建て替えを機に社会福祉法人に運営委譲された。	